

大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定

大正中津川集落（以下「集落」という。）は、四万十川一次支流梶原川の二次支流となる中津川流域にあります。

集落は、四万十川中流域の山間部に位置し、美しい風景林と里地・里山の景観を維持しており、豊富な森林資源による用材林の搬出を礎とし発展してきた歴史・文化があります。また、集落は平成21年2月に文化庁の重要文化的景観に選定されました。

この集落に居住する住民の組織（以下「大正中津川地区」という。）と、四万十町及び高知県とは、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」に定める共生モデル地区の保全に関する協定を、次のとおり結びます。

なお、この協定は「四万十町四万十川の保全及び振興に関する基本条例」の趣旨に沿ったものです。

（目的）

第1条 集落には、今では数少なくなった農山村の景観、多様な森林や清流など、自然の魅力がたくさん残っています。この豊かな自然環境や景観の保全と人々の暮らしとが調和しながら、地域固有の生活文化や歴史が継承され、集落の産業振興につながる地域づくりを、住民と行政とが協働で進めるため、この協定を結びます。

（名称）

第2条 この協定の名称は、「大正中津川集落の人と自然が共生する地域づくり協定」とします。

（協定の締結）

第3条 この協定は、大正中津川地区と、四万十町及び高知県（以下「協定者」という。）とで締結します。

（協定区域）

第4条 この協定の対象となる土地の区域は、集落の中で協定者が所有若しくは管理する土地とします。

（目標とする姿）

第5条 私たちが目標とする集落の姿は次のとおりとします。

- （1）新たな産業や起業に取り組むことにおいて、集落の地域資源を最大限に生かす事が出来ること
- （2）交流・定住において、Iターン者だけでなく後世の世代が戻ってきたくするような集落であること
- （3）福祉・コミュニティづくりにおいて、集落の住民全員が家族のような関係で常に会話のある毎日の暮らしが実現していること
- （4）環境保全・景観づくりにおいて、循環型地域社会として持続可能な発展に期待できること
- （5）伝統文化の継承において、次の世代につながる文化や伝統を世代間で共有し新たな文化も創造すること

（保全と活用に関すること）

第6条 集落の住民と四万十町及び高知県は、第5条の目標を達成するため、協働で取り組みを進めていきます。

2 集落の住民は、自然と共生した生活を目指して次の取り組みに努めます。

- （1）水辺に人々が親しめるよう、久木の森山風景林を中心に環境及び景観の保全を行います。
- （2）重要文化的景観に選定された農山村の景観を保全するため、棚田の保全と共に耕作放棄地対策、花一杯運動などに取り組みます。

- (3) 里山を保全するため、雑木林や植林地などで定期的に除伐、間伐をし、炭焼や薪を燃料とするなど木材を利用していきます。
- (4) 地域の伝統的な文化、料理、伝説や歴史などについて記録として残していきます。
- (5) 集落の環境保全のため、浄化槽の設置と適正な管理などの活動を、行政と協働して行っ
ていきます。
- (6) 集落の住民と集落外の人々の間で、自然や生活の体験を通じた交流を図り、地域が潤う
ような地域づくりに取り組みます。
- (7) 化学物質を極力排除した、自然に優しい洗剤、肥料などを積極的に利用する取り組みを
していきます。
- (8) 地域資源である自然エネルギーの活用に取り組みます。
- (9) 集落の取り組みを流域の住民みんなが共有し、また流域外の方々に知っていただくため、
情報をSNS等で発信していきます。

3 四万十町及び高知県は、集落の自然や景観を保全するため、次の取り組みに努めます。

- (1) 森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林の適正な管理や作業道などの基盤
整備、災害箇所の復旧などに取り組みます。
- (2) 民間企業や地域の力を活かした森林整備を行い、外から人を森に呼び込み、森の多様な
役割を広め、森に親しむための取り組みを行います。
- (3) 集落住民と都市部の人々との交流や、環境学習などの取り組みを行います。
- (4) 集落住民の生活向上をめざし、農林業の振興に努めます。
- (5) 民間の開発などについて、自然や景観に配慮した工事などが行われるよう指導を行います。
- (6) 公共工事において、自然や景観に配慮した工事となるよう工法の工夫や自然素材（石・
木など）の活用などに取り組みます。
- (7) 重要文化的景観に選定された農山村の景観や伝統文化などの保全に取り組みます。
- (8) ゴミの不法投棄問題への対策や、浄化槽の設置などによる生活排水対策の推進に取り組
みます。
- (9) 集落の取り組みを広くSNS等で情報発信します。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、協定の締結の日から5年とし、必要に応じ見直しを行い更新するも
のとする。

令和 6 年 5 月 19 日

協定者 高知県高岡郡四万十町大正中津川103番口地

大正中津川地区長 小野川 公 也



高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町長 中 尾 博 憲



高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事 濱 田 省 司

